松本都市計画 青島地区 地区計画

平成24年2月20日決定 松本市告示第81号

区域の整備・開発及び保全の方針	名	称	青島地区 地区計画
	位	置	松本市大字島内の一部の区域
	面	積	約 8.2ha
	地区計画の目標		本地区は、松本市の中心部より北西に約2.6kmの地点にあり、 組合施行の土地区画整理事業により、道路、公園、上下水道等の 公共・公益施設を中心とした整備が行われている。 そこで、造成後に予想される建築行為について、地区計画を定 めることにより、事業効果の維持促進を図り、敷地の細分化など による住環境の悪化を防止し、緑豊かな市街地の形成をめざす。
	土地利用の方針		ゆとりとうるおいのある安全な住宅地としての整備、誘導を図 る。
	地区施設の整備方針		土地区画整理事業により、地区内に区画道路(W=5~6m)を配置し、生活道路が整備されると共に、街区公園(1ヶ所)を適切に配置する。
	建築物等の整備方針		本地区全体を中低層住宅地区として位置付け、壁面の位置の制限、敷地の最低限度の規制、敷地内の空地の確保、垣・さくの整備、敷地内の緑化、区画道路に沿った街並みの整備等の施策によりゆとりを持った良好な住環境の形成へ規制誘導を図ると共に、その維持、保全を図る。 意匠については、「松本市景観計画」の内容に沿った建築物、工作物を誘導する。 敷地内の空地等は、環境に応じた植栽又は芝張等を行うなど緑化に努めると共に、枝等がはみ出さないよう、管理を行う。
	その他保全	の方針	本地区の環境及び安全の維持・保全を図るため、次のことを誘導する。 資材置き場及び廃棄物置き場は設置しない。 必要な台数分の駐車場を敷地内又は付近に備える。

	地区整備計画面積		約 6.7ha
地 区 整 備 計 画	建築物等に関する事項	敷地面積の 最低限度	1 6 5 ㎡ (但し、ゴミステーションを除く)
		壁面の位置の 制限	建築物の外壁(出窓及び戸袋を除く。以下同じ。)又はこれに 代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1.0m以上、そ の他隣地境界線までの距離は、1.0m以上とする。 但し、以下のいずれかに該当するものを除く。 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下 の建築物又は建築物の部分 2 軒の高さが2.3m以下、かつ、床面積の合計が5m以内 の建築物の部分 3 床面積の合計が10m以内の建築物 4 床面積の合計が30m以内の壁面を有しない建築物 又は建築物の壁面を有しない部分 5 ゴミステーション 6 その他地区施設内の建築物
		建築物等の 高さの最高限度	1 2 m
		垣又はさくの 構造の制限	道路境界線から奥行1.0 mまでに設置するものの構造は、次のいずれかに掲げるものとする。 1 生垣 2 敷地の前面道路面から高さ0.6 m以下のブロック塀等。 3 敷地の前面道路面から高さ0.8 m以下かつ敷地地盤面から0.1 mの土留め擁壁、石積み等。ただし、幅0.7 m以上の植栽可能な空地を設け設置する敷地の地盤面から0.1 m以下のものは、この限りでない。 4 敷地地盤面から高さ1.5 m以下のフェンス、金属さく等透視可能なさく 5 2または3で設置したものの上にフェンス、金属さく等透視可能なさくを併用したもので、敷地の前面道路面から高さ1.5 m以下のもの 6 片側の幅1.5 m以下の門柱及びその他これらに類するもので、敷地地盤面から高さ1.5 m以下のもの

[「]区域は、計画図表示のとおり」

